

意見陳述要旨

小澤隆一（東京慈恵会医科大学教授・憲法学）

はじめに

- ・保岡興治議員外 5 名提出「日本国憲法の改正手続に関する法律案」（法律案第 30 号と略称）
- ・枝野幸男議員外 3 名提出「日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案」（法律案第 31 号と略称）

についての意見陳述

1．憲法改正手続法の位置

（1）憲法附属法としての憲法改正手続法

- ・憲法附属法 - 憲法が定める制度についてその基本的事項を定める法律
例．公職選挙法、国会法、内閣法、裁判所法、財政法、地方自治法など

（2）憲法改正手続法という憲法附属法の特殊性

（3）憲法改正手続法の制定にあたり留意すべきこと

- 憲法が定める国民主権、基本的人権の保障、権力分立などの基本原理を踏まえ、当該制度の趣旨に即したものであること
- 十分な準備と討議・審議が必要かつ可能なこと

2．日本国憲法改正国民投票の特質

（1）国会による発議

（2）憲法改正 = 憲法という規範の定立

- （a）規範定立の是非を問うこと
- （b）憲法という規範の特殊性

3．法律案の検討

（1）最低投票率制度

- ・法律案第 30 号 法律案第 31 号

（2）公務員等、教育者の地位利用による国民投票運動の禁止

- ・法律案第 30 号

（3）発議から投票までの期間

- ・法律案第 30 号 法律案第 31 号